

グレントヘルシャフトとドルフ

——所謂ヘルシャフトの社會的構造について——

増淵龍夫

一つの社會が個々人のあらゆる生活關係を包攝せんとする場合、それは一つの封鎖的世界を形成するのであるが、この様な世界の秩序は常に何等かの意味と形態において固有なる支配關係によつて保たれる、而してかゝる支配關係はそれが全體の秩序的具體的構造であるが故に、單なるマハトそれ自身ではなく、一つの客觀的社會構造をとるのであるが、その全體を構成する個々人の生活關係と生活感情とが不可侵の領域と獨自の主張とを持つものである程、封鎖的世界内における支配者と被支配者との間のシュパンヌングはそれに固有なる社會意識の中に内面化され、それに獨自なる社會構造として體現される。所謂固有文化のトレーガーとしての民族的生活秩序とはかゝる社會構造の特異性の中に求められるものに外ならないのであらう。恰も西歐社會はかゝる内部的生活諸關係の對立をその

固有なる特徴とせるものであつた。殊に獨逸においては一つの封鎖的世界形成と云ふ意味においての近代國家の形成は今日を含めた意味での一つの希求への道程に外ならなかつた。近代國家がライヒにおいてではなく先づラントにおいて形成されねばならなかつたと云ふ事情は、最も端的に獨逸の苦難多き運命を物語るものである。それ故にこそこの様な獨逸に課された特殊なる運命がそも／＼何に由來するのかと云ふ問題が、恰も獨逸史の最重要の問題として取上げられ、所謂近代の領邦國家の成立の問題を中心としてさまざまの研究と論考とがなされて來たのである。本小稿はもとよりこの様な大きな問題をその直接の對象となすものではない。然し、この様な領邦國家の成立を特異なる民族的生活秩序の政治的在り方として見るとき、その社會的基礎をなす農民の生活秩序とそれをつゝむ社會構造を先づ第一に問ふことは必ずしも迂遠なる道をたどることではないであらう。吾々の問題とは全く異つた構想においては、恰もこの點から獨逸近代國家成立史研究の最初の開拓者達も亦出發してゐるのである。

さて後期中世獨逸農民の生活秩序は、如何なる構造の下に又如何なる封鎖的世界において、いとなまれたのであらうか、と云ふ問ひに直面する場合、人は躊躇なくドルフマルク團體と所謂グルントヘルシャフトとの二を擧げて答へるかも知れない。^(註一)しかしながら概念的には相對立するこの二つの生活秩序は、現實の生活においては、それとして各々別個の世界を形成してゐたのではない。後期中世獨逸においては、何らかのつながりを以てグルントヘルとの關係を持たない自由なるドルフマルクは極めて稀であり、又ドルフマルクの全フーフエが一グルントヘルの手に屬する事例も又例外に屬してゐたからである。問題は、一見相反するこの兩秩序が現實においては同一村内に相錯交してゐるところに存する。後期中世獨逸の到る處において見られる最も一般的なる農民の生活秩序は、ドルフマルクをその一

應の封鎖的世界となし、以上兩秩序が入り雜りつゝ相競合する形をとつて結び付いてゐるあの特異なる形姿の中に呈示される。耕地耕作の共同體的秩序、森地、牧地、水利等の所謂マルク用益に關する村民の自治的規定と、ドルフの中央に位するマイエルホーフのそれに關して持つ特權的地位、村民による村内行政の自治的管理とそれに對するマイエルホーフの種々なる干涉權と指導權、更に重要なことは、所謂ツヴィング、ウント、バンの名の下に呼ばれる全ドルフマルクを包含する各種強制權と下級裁判權のマイエルホーフへの歸屬、而も以上の兩者の權利限界をめぐつての絶間ない紛争等々、即ち一方においては、村民の團體的自治權の嚴然たる存在と、他方においてはそれを認めながらそれと不可分の關係においてのマイエルホーフの全村に對して有つオルツヘルシャフトの存在と云ふ複雑なる秩序が即ちそれである。この一見相對立する二つの秩序のきわめて不確定なるこの特異なる接合關係は、概念的に別個に觀察することなく、それ自身が、この様な在り方それ自身が、農民の生活全體をつむ一つの生活秩序であると見るとき、それはどの様に理解さるべきなのであらうか。

問題の形相は、先づ次の點へ觀察を集中することによつても、より明確となるであらう。獨逸中世に固有なる支配秩序と見做され來つた所謂グルントヘルシャフトは、土地所有に關して云へば、所謂散在所有制に基くものであり、開墾地以外の領域においては既述の如く一村全體を、否それどころか村内全フーフの半數をもまとめて己が所有地として持つが如きことは稀有なる事例に屬する。然るにも拘らず、後期中世においては、ドルフマルク内においてグルントヘルの所有に屬する若干フーフの管理所たるマイエルホーフが、前述の如くに、ドルフ團體の經濟的行政的自治權と相交錯しつゝ全村に對してオルツヘルシャフトを行使してゐると云ふ一般的事實は所謂グルントヘルシャフト

トの支配秩序そのものの中に尙追求されねばならない祕境の存在を暗示するものに外ならない。單なる土地所有に基くのではないオルツヘルシャフトの存在、而もその在り方が常に村民仲間の團體的自治權と特異なる接合關係の中に示されるこのきわめて複雑なる支配秩序の存在は、一つの全體として農民の生活秩序を理解せんとする場合、先づ第一に明らかにせられねばならないのであらう。

我々は、先づ問題をこの點から出發させよう。そして考察は常に具體的に押進められねばならぬと云ふ理由の下に、觀察の領域を専らモーゼルラントとシュワールベンの二地域に限定しよう。何故なら、そこには眞の意味で勝れた數々の地方史的研究と史料とが比較的整備された形で吾々に傳へられてゐると云ふ理由の外に、オルツヘルシャフトが比較的規則的且純粹の形で形成されてゐるのはフランケン及びアラマンネンの兩地域においてであるからである。^(註三) 従つて亦吾々の觀察は舊移住地に集中されることとなる。開墾地に關しては又別の機會にゆづることとしよう、蓋し開

墾地においてはグルントヘルの統一的領域支配權が比較的單純なる形相において容易に形成され得るからである。^(註四) さ

て、吾々がこゝで問題とするオルツヘルシャフトの所謂オルトがラント諸地域團體としてどの様な地位にあり、而もそれがグルントヘルの所領とどの様に交錯し、それらの基礎の上になまれてゐる農民生活秩序がどの様に理解されるべきかを明らかにしむるために、先づモーゼル河畔のプレシカステル高級裁判地區から考察を進めて見よう。^(註五) 後

期中世のフランケンの地においては高級裁判地區が、後段述べたるが如き多様な意味において國家的經濟的生活上の最高の領域單位をなすのであるが、十四世紀のワイズテューマーから再現される當時のプレシカステル高級裁判領域は次の如き構成を示す。先づ地域について云へば、それは次の如き下級裁判地域たる十八のゲマインデを含み、その各ゲ

マインデは起源の古し中心母村とそれをかこむ若干数の若し村々よりなるものでラムブレイトはこのゲマインデをツェンデライと命名する。Mühlheim, Winterich Minheim, Niederemmel, Müstert, Pispport, Neunagen, Bernkastel, Graach, Lonkamp, Bishofsrohn, Morscheid, Berg-Licht, Kues, Lieser, Kester, Monzel, Osann が即ち十八のゲマインデの中心母村である。この全領域は略五哩平方に及び、この全體を以て高級裁判集會は Hummelking と呼ばれ、Bernkastel であつて開かれ、その高級裁判領主は Erzbischof v. Trier である。Richter は彼の代理人たる Bernkastel の Schuttheiss (Hauptmeier)。Schöffen は各ツェンデライの長たるツェンダー十八人より構成され、參集人は全裁判區民 (Hunnelvolk) である。即ちヘルたる Richter が判決を問ひ各ゲマインデの代表者が Schöffen として判決を發見すると云ふフンデルトシャフト裁判制度がこゝにそのまま維持されてゐる。管轄事件は専ら一定の刑事事件にのみ限られる。以上の高級裁判集會に對し各ツェンデライにおいては毎年三回それらにおいて定期の下級裁判集會 (ungebotene Dingo) が開かれ、之は Vogtung と呼ばれる。Richter は Bischof 代理の Vogt von Hunnstein 又はその代理に Meier, Achtvogt がある。Schöffen は七人又は十四人、ツェンデライ住民の中より任命される。死刑 (Bauch und Hals) に關する犯罪を除くは、民事刑事あらゆる種類の事件につき審議權をもつ。ツェンダーはツェンデライゲマインデにより村民の中より選ばれ、Erzbischof の確認を必要とする。以上の如き裁判上の地域團體としての外に、高級裁判地區及ツェンデライゲマインデは經濟上の自主的團體をなしてゐる。モゼル河とドローン河上流兩地方にまたがる Bernkastel Hochwald の一部が先づ本高級裁判領域のアルメンデを形成してゐる。更にこの外に各ゲマインデにはそれらの besondere Allmende が割當られ、所謂ツェンデライマルクを

形成し、更に亦ゲマインデ内の各ドルフは各々森地及牧地につき“Branch”と“Wandels”を持ち、それらがドルフマルクを形成してゐる。さて以上の如き構成をもつた高級裁判領域に對して、高級裁判領主たる Erzbischof は、その全領域における“man u ban, welt (Wald), weige (Wege), wasser u. weide, und velisse (Felsburg)”を支配し、軍隊召集權をもぎ、更に Herberge, Waalkorn, Marschalkef 等の諸兵制課稅權を有し、これら諸支配權は高級裁判地區の全領域に等しく及ぶものであるが、グルントホルとしては Erzbischof は Bernkastel, Winterich, Bischofsrohn, Graaß, Berg-Licht 等諸ボーンと Morscheid に若干フーフを有するにすぎない。

以上の如き構成をもつた領域内の國家的生活に關して最も重要な役割を擔當するのはツェンダーである。彼はゲマインデの代表者として、この全領域内の平和保護のための最高の制度たる高級裁判集會と結びつき、ゲマインデ内の平和攪亂者を高級裁判集會へ告訴すべき義務と、又 Schöffen としてその者を判決すべき義務とを持ち、更にはその判決執行にもあづかる場合もある。従つて當領域内の國家的生活は高級裁判集會とかくの如き體制的關係にあるツェンダーイゲマインデを中心といとなまれたのであるが、經濟生活の單位はむしろ個々のドルフマルクへ移行してゐた如くである。そこにおいては團體的統制の下に服するあの自主的農耕秩序が一つの農耕團體としてのドルフの生活の基礎を形成してゐたのであるが、然しそれと同時に農耕秩序と不可分の關係にあるアルメンデが、Erzbischof のメンの下にあり、各ドルフは森地牧地については独自の Branch と Wandels とを認められてはゐても、開墾權保持のためにはアルメンデの Lehnsherr たる Erzbischof へ Modem 納付の義務と賦役提供の義務を負はねばならず、又村内の自治的行政の象徴たるツェンダーの選出も、既に Erzbischof による任命形式におきかへられ、又村の農耕秩序

の維持と關係ある下級裁判權も亦 Erzbischof の手にあり、彼の代理人たる Vogt v. Hunolstein が Richter として判決を問ふのであつて、自主的農耕團體たるドルフマルクも亦 Erzbischof の支配權の下にあり、所謂共同體秩序と支配秩序との固有なる接合關係を獨自なる生活秩序として呈示してゐるのである。而してこゝに見られるドルフヘルシャフトが Erzbischof の單なる土地所有に基いてゐるのではないことは、當領域における前述の彼の土地所有關係から明らかであり、問題はむしろ、これら諸ドルフをつゝむブレンカステル高級裁判領域全體に對して彼が有する高級裁判權並びにそれに結びつてゐる諸支配權の側より解明を求むべきであらう。然らば Erzbischof はこの全領域及び全住民とどの様な固有なる關係に立つことによつて、かゝる高級裁判權及び諸支配權を有し得たのであらうか。先づその高級裁判權及び諸支配權の系譜をたどつて見ると、^(註八) Graf v. Salm はやがて Erzbischof から Lehen として與へられてゐた、'advocacia de Bernkastel' を以て、一二八〇年に 500 lb Treverenses へ Erzbischof へ擔保として提供したことが一二八〇、一二八一の兩文書に記されてゐる。^(註九) 更に遡れば Grafen v. Salm はこの Vogtei を Grafen v. Blieskastel から同家の男系斷絶のためその權利繼承者として取得し、更に Grafen v. Blieskastel は Grafen Konrad v. Luxemburg の娘 Mathilde へ其の Graf Gotfried II v. Blieskastel との結婚によつて（一二二七年）この Vogtei を取得したのであり、従つて以前はこの Bernkasteler Vogtei は Grafen von Luxemburg の手に存したとてざる。ところが、十世紀では Luxemburg 家はトリエール周邊のモーゼル地方一帯の Graf であり、例へば九八二年の Graf Siegfried の如きはそれであるが、十一世紀でさうしてはその東の一部の Grafenrecht は、即ちブレンカステル地區の Grafenrecht は Erzsitz に移り、Grafen v. Luxemburg は單に Vogtei のみを有してゐる。かくして

グレンントヘルシャフトとドルフ

ブレンカステル高級裁判地區の裁判權並びに諸支配權は、十世紀においては Grafenrecht として當地方の高級貴族 Grafen v. Luxemburg の手にあり、後それが Erzsitt に移り、たゞその實際の行使は Vogtei の所有と云ふ形に於て爾後轉々と諸高級貴族門閥の間に保持されて來たことが知り得るのである。

ところでかゝる Grafenrecht の對象たるブレンカステル高級裁判地域はその間殆んど、その地域に關する限り、何等本質的變化をうけることなく古フンデルトシャフトの組織を、その權利のトレーガーを別とすれば、殆んどそのまゝ傳へてゐるのが注目される。即ち、十四世紀の本地域の裁判制度構成において高級裁判集會の Schöffen が Gemeinde の代表者たるツェンダーによつて組織されてゐる事實は、古フンデルトシャフトの裁判構成と同一なることを示し、モーゼル地方の他の諸高級裁判地區の大部分が、後世の新形成體、又は古形成體の分裂斷片たることを示すその裁判構成の雜多不純性に比してきわめて特徴的且純粹であり、且その地理的考證も、それは、北方においては古き Kaiserliche Fiskus Kröv と接し、西南方は之亦古きことの證明せられる Ruwerhunderschaft と接し、東南方は Hochwald の大森林地帯につき、その地域的境界に關しては殆んど傷はれずに保持され來つたことを示してゐる。^(註十)

かくして、十四世紀のブレンカステル高級裁判地區は少くともその地域に關する限り、古フンデルトシャフトの比較的完全なる存續であり、この古フンデルトシャフト傳來の地域を支配する高級裁判權及びそれに結びつく諸權利は Grafenrecht として高級貴族の手から Erzsitt の手へ移行したものであることを見て來ると問題は更に初期中世國家の在り方と相關聯して來るのであるが、少くとも、こゝに云ふ Grafenrecht は古いフンデルトシャフトの固有なる支配秩序とカロリಂಗー國家權利との結合をその基底に持つものであり、十四世紀の當地域の個々のオルツヘルシャ

ントは、この様な Grafenrecht の保持者としての Erzbischof の形成した herrschaftlich な支配關係に基くものであることを知るべきである。^(註十一) 即ち staatliche Hummeling 及び herrschaftliche Vogeking 及び Erzbischof の裁判權の中に體制的關係をさして融合せられたり、Vogt v. Hummolstein 及び "Gonias" の grafenreich Vogtei のみならず、"potestas" の gewöhnliche Vogtei のトレーガーでもしたのである。かくて吾々は、後期中世のフレンカステル地方でみられるオルツヘルシヤントは、單なる土地所有にはかゝりなく、古フレンカステルシヤントの地に化體せられた固有の支配秩序を基底として、一定身分秩序のトレーガーとしての高級貴族の手に屬する Grafenrecht 及び Herrschaftsrecht との結合に由來することを見たのであるが、後期中世の一般的様相は果してこのみで済むのであろうか。

(註一) この相對立する二つの生活秩序の關係をめぐつてフレンカステルシヤンナな研究を展開することが獨逸農制史の重要課題に屬するべきことは衆知の如くである。その最近の傾向に關しては拙稿「フレイマニエーターと後期中世獨逸ヤルン、村落團體の若干問題」社會經濟史學第十卷第八號參照

(註二) 農村生活の見體的實相に關しては H. Wiessner: Sachinhalt u. Wirtschaftliche Bedeutung d. Weistümer im deutschen Kulturgebiet 1934 の世實なる報告を參照。

(註三) H. Otto: Adel und Freiheit im deutschen Staat des frühen Mittelalter 1937 S. 108 f.

(註四) 開墾地に關する領域支配權の問題については Th. Mayer の數々の示唆による研究がある。殊に Th. Mayer: Geschichtliche Grundlagen d. deutschen Verfassung 1933. derselbe: Die Entstehung des "Modernen" Staates in MA u. die freien Bauern. ZRG. germ. Abt. Bd. 57. 1937 S. 210 ff. 及び K. Weller: Die freien Bauern in Schwaben. ZRG. germ. Abt. Bd. 54. 1934. S. 178 ff. 參照。拙稿「後期中世獨逸自由農民に關する最近の研究動向」商學論集第十二卷

(註五) 以下ローゼン地方の地域團體の研究は、普A K. Lamprecht: Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter Bd. I 1886 の第三章 Die Entwicklung der Landesverbände und der autonomen-genossenschaftlichen Wirtschaftsverfassung S. 169~324. 及び第二章 Grundherrlichkeit u. Vogtei als Formen halbstaatliche Gewalt u. Elemente sozialer Schichtung S. 291~1135 に詳記された材料、並びに同書第三卷の Statistische Material にのべてある。カントンの古い古典的研究は、そのなるを提出された結論を照らした。彼のたべた Sachkennner なる一面を示し、その點に關する限り本書は永久的生命を有するものと見て可い。

(註六) 高級裁判團體に關するものは 1315, 1358, 1400, 1487, 1490, 1536, の Weistümer を參考せよ。Lamprecht: D. W. I. Bd I. S. 171f.

(註七) シュマンハイムに關するものは 1487 及 1560 の Bischofsdrohn Weistümer にのべてある。同ハハントに關する Weistümer は Niederemmel (1532), Müstert (1682), Piesport (1575, 1560), Neunagen (1315), Graach (1586), Monzel (1523), Osann (1423, 1595, 1608) の如く傳承せよ。

(註八) 上の茶寮の Töpfer: Urkundenbuch für die Geschichte der gräflichen u. freiherrlichen Hauses der Vogte von Hunolstein, 3 Bde. Nürnberg 1886. に著すとせよ。

(註九) Lamprecht: D. W. I. Bd. I. S. 176 參照

(註十) Lamprecht. D. W. I. Bd. I. 2. S. 264 f.

(註十一) 上の羅迷は E. Otto: Adel u. Freiheit. S. 172ff. に著すとせよ。

吾々は同一の問題に關し、今一度、モーゼル地方のもう一つの高級裁判地區について考察を新たにしてみよう。蓋し、後期中世のモーゼル地方におけるラント諸團體とグルントヘルシャフトとの關係は、決して前期のブレンカステル高級裁判地區に示された如き比較的明確な形相に盡きるものではなく、むしろ大多數はそれとは異つたより複雑な關係を示してゐるからである。吾々はこゝにその一例として Hentern-Lampaden 地區の高級裁判地帯をとり上げて見よう。^(註一) 本地域は、十六世紀のワイズテューマーについて見ると、次の四の下級裁判地區より成り、大體一哩平方の狭小なる地域である。即ち、一は Hentern 村を中心としその外に二ドルフマルクを含むゲマインデ、二は Lampaden 村を中心とし他に二ドルフマルクを含むゲマインデ、三は Kretznach 村を中心とし他に二ドルフマルクを含むゲマインデ、四は Pellingen 村を中心とするドルフマルクである。高級裁判領主は Stift St. Matheis で、それは同時にこの地方のグルントヘルトとして、以上四村のそれごとくにホーフを所有する。^(註二) これら四村には各々下級裁判集會として Grundgerichte が開かれ、Richter は St. Matheis の abteiliche Meier の七人の Schöffen が判決を行ふ。更にこれらの上で高級裁判集會が Benrath Hof (Lampaden と Hentern との間である) で開かれ、そこにおける Schöffen は既に Zender ではなく、各 Grundgericht の全 Schöffen が即ち合計廿八人が同時に高級裁判集會の Schöffenkollegium を形成する。

さて先づ注意すべきことは、この Lampaden-Hentern 高級裁判地區では、前段のブレンカステル高級裁判地區にみけるが如き古フンデルトシャフトの存続は示されない。即ち、この地區は隣接の Kell, Zell, Pluwig, Schillingen u. Waldweiler の四高級裁判地區と共に十二世紀でおつては一つの Rauerhunderschaft を形成してをいたのであり、

グルントヘルシャフトとドルフ

Friedrig v. Merzig が Erzsűt v. Trier の Lehnshunnen とし、その Hunaria 高級裁判權を有して居たことは 一一六三年及び一一二〇二年—一一三九年の一聯の文書が示してゐる。即ち一一六三年の文書は Friedrig v. Merzig がその Hunaria に基つてこの地域に種々なる支配權を行使してゐるに對し Grafenrecht の所持者として又 Lehnsherr とし、Erzsűt が之に抗議し兩者間の協定を報じてゐるものであるが、一一〇二年—一一三九年の一聯の文書は Lehnshunnen 及びの Hunaria を分割し Zoll の Teilhunnaria に 40 lb Treverenses とし Erzsűt が 20 lb T. とし Stift St. Paulin が Lampaden-Hentern に 100 lb T. とし Stift St. Matheis が Kretnach に 30 lb T. とし Donthesaurar が Osburg-Thomm-Waldrach に 120 lb T. とし Erzsűt が Ohmtk-Kasel に 45 lb T. とし Oeren がそれら擔保として提供したことを報じ、更にその結果たる分割 Hunaria の統一的運營のための各種利取得者の協定を報じてゐる。それによれば、(一) 各分割 Hunaria 取得者は、擔保として割當られたそれらのツエンデライゲマインデに下級裁判集會を持ち、それより上る收益は彼に屬する。(二) 以前の全フンデルトシャントの Hunning との關係はそのまゝ維持され、三年に一度 Hunnen により Hunning が開かれたときは、擔保として分割された各地域のツェンダー、及び住民は依然それに出席し、(三) Hunning の收益は、その關係地域に従つてそれらの擔保權者の手に歸す。さて、以上のことにより明かなるが如く、ことに云ふ Hunaria の分割は、權利行使の分擔又權利行使地域の分割を意味するよりはむしろ、一の收益をもたらず利益權の分割を意味し、Hunnen の權利行使即ち Ruwerhundertchaft の Hunning の行使そのものは、依然留保條件として Hunnen の手に残つたのである。ところで、それから約三百年後の十六世紀のワイスマーに示される前記分割擔保地域の裁判關係は全

然異つた様相が示される。その地域の一であり又吾々の當面の觀察對象たる Lampaden-Hentern にひいてみると次の諸點が十三世紀には知られなかつた新なる形相として注意される。(一)一二〇二年 Sitt St. Mathois が Lampaden, Hentern に關する Teilunaria を擔保として取得した際、留保條件として定められた Lampaden, Hentern のツェンダー及び住民の Hundung への出席は、十六世紀においてはその痕跡も見當らず、それどころかこの二オルトの外に更てのびて尙近隣の二ドルフゲマインデを含む地域に獨立した高級裁判地區が新たに形成されてゐる。(二)而して、この新高級裁判地區の基礎をなすものは、グルントヘルとしての Sitt St. Mathois がそれによつてホーフを有してゐる四つのドルフマルクであり、より具體的には各ドルフにおつて abteiliche Meier の司催する四つの Grundgerichte である。(三)更に重要なことは、ここでは既にゲマインデの代表者たるツェンダーが高級裁判集會の Schöffen として裁判判決及び治安維持に關與する關係は見られず、grundherrliche Grundgerichte の Schöffen がそのまゝ高級裁判集會の Schöffenstuhl を形成してゐる。

以上のことからして十六世紀の Lampaden-Hentern 高級裁判地區は、その地域的範圍においても、その内部構成においても、古フンデルトシャントとは全く關係なく、それはこの地域のグルントヘルたる Sitt St. Mathois が已れの Grundgerichte の地盤の上で、Teilunarie の獲得を何等かの機縁として十三世紀以降形成した herrschaftlich な新形成體であることが知られる。さて以上のことを、上記 Lampaden, Hentern, Pellingen, Kretznach の四ゲマインデの側から觀察する場合には、四村のそれ々々には Sitt St. Mathois がグルントヘルとしてホーフを所有し、そこには abteiliche Meier が居り、Meier は同時に又ゲマインデ内の所有地のみならず村全體を支配する Grundgeri-

ort の Richter であり、粉磨場その他にバンレヒトを有し、マルク利用、耕地耕作に關しては特權的地位を享受し、ツェンダーがこゝでは治安維持の職能を放棄してゐるところから村内行政に關しても Major の干涉權の存在は豫想され、所謂オルツヘルシャフトがそれ〴〵の村において Stift St. Mathois により形成されてゐることが明らかなのであるが、このオルツヘルシャフトはそも〴〵何に基くのであるかと云ふ問題は、必ずしも Stift の高級裁判權掌握のみよりは説明され得ない。蓋し、高級裁判地區が獲得されたる Teilhaurie より遙かに廣汎であり、その全地域は Stift の Grundgericht により覆はれて居り、高級裁判集會は何等固有の構成を有さず、その Schöffensstuhl は Grundgerichte の Schöffen によつて構成されてゐると云ふその依存的構成等は、むしろ、この地域の高級裁判權は St. Mathois のオルツヘルシャフトの既に浸潤せる地盤の上に、架構せられた新なる形成體なることを暗示してゐるが故である。従つて問題追求の道は Stift と個々のドルフゲマインデとの間の直接關係の中にのみ探らるべきなのであらう。而して兩者間の直接關係の中核をなすが如く思はれるのは Stift のホーフ所有と、Grundgericht の掌握であらう。ラムプレヒトは恰もこの點から問題の解決を試みたのであつた。

彼によれば、^{註門}グルントヘルリツヒカイトとは單なる土地所有を意味するものではない。獨逸法生活においては、土地並びにその上に住する人に對する物權的意味における完全所有權は存在せず、從屬農民と雖も、人身並びに借地に對し一定の權利を有し、グルントヘルの一方的なる完全所有權の成立を拒否するのである。従つてグルントヘルリツヒカイトの本質は、その土地に對する上級所有權と、その人に對する庇護權とに存するのであつて、この從屬農民に對する庇護權は、具體的には主として裁判上の代理權として表はれ、こゝに所有地とそこに住む人に對するグルント

ヘルの固有なる裁判制度が、ラント裁判制度とは別個に形成されたのである。ところで、この土地に對する上級所有權と人に對する裁判代理權に基くグルントヘルの支配權の及ぶ範圍は、當然その本質よりしてフロートを中心としてその管理に屬する從屬農民とその貸與地とにのみ限られたわけであるが、ラムプレヒトは所謂 *Allmendeoberigentum* を媒體としてそれがフロート所在の全村に及ぶに至るとする。即ち、村内にフロート有するグルントヘルは、始めは一個の村民としての資格に於てその取得土地に相應したマルク利用に關與し、萬端ドルフの自治的生活秩序に服するわけであるが、やがては己れの社會的經濟的優越的地位に基いてアルメンデ利用の擴大侵略を企て、遂にはアルメンデ全體の上級所有權を獲得するに至り、このアルメンデ上級所有權に基いてその固有なるグルントヘルリツヒカイトの作用から、アルメンデ利用の全村民に對して庇護權を形成し、ドルフ固有のマルク裁判集會を己れのフロート集會の中に吸収することによつて自由なる村民も從屬農民も等しく包含する所謂 *Grundgerichte* を形成し、全村に對するオルツヘルシャフトを取得するに至つたとするのである。こゝにグルントヘルの侵略の對象となつた所謂ドルフマルクは、ラムプレヒトによれば、フンデルトシャフトマルクからの體制的分化系列の末端に位し、このドルフマルクの集合體たるツェンデライゲマインデがフンデルトシャフト裁判制度の構成單位をなしてゐるに反し、ドルフマルク自體は専ら經濟團體であり、そのマルク集會は單に農耕秩序の維持に關するものであつて、國家的治安維持のトレーガーではなきたため、比較的容易にグルントヘルの侵略を可能ならしめ、從つて又マルク集會を己れに吸収したグルントヘルの *Grundgerichte* も専ら經濟團體としてのドルフマルクを包攝し、農耕秩序の維持をその職務とするに止つたのであるが、こゝに見る *Lampaden-Hentern* 地區におけるが如く、ツェン

ドライゲマインデが既にフンデルトシャフトとの始源的關係を失ひ、而もそこに同一グルントヘルのGrundgerichtが集中的に形成せられた場合には、このGrundgerichtのSchöffenをそのSchöffenkollegiumとするグルントヘルへのルシャフトリッピな高級裁判集會が形成され、こゝに單なる農耕秩序の維持を超えた、半國家的治安維持が固有なる領域内に保たれることになる。ラムプレヒトの云ふ後期中世におけるグルントヘルシャフトの半國家的性格とは、即ちこれをその主要内容の一とするものであつた。

以上がラムプレヒトの解釋である。オルツヘルシャフトの成立をグルントヘルリッピカイトを基礎としアルメンデ上級所有權を契機とすることによつて説明せんとするその基本的思想は、一方においてはフンデルトシャフトマルクからドルフマルクへつながる自治的・共同體的生活秩序の系列を豫想し、他方には土地及び人に對するグルントヘルリッピカイトの本質をそれ自體として考へ、前者へ後者が侵入すると云ふ形で構成されてゐる。即ちドルフマルク内に見られる支配秩序と共同體秩序との特異なるあの接合關係は、本來別個なるものゝ結合、いやむしろ勢力關係よりする本來別個なるものゝ支配服從の關係として考へられたのである。然しながら實際の後期中世に見られるドルフの生活秩序は果してその様な解釋で理解され得るであらうか。ラムプレヒトは、グルントヘルは初めは村内の土地所有者としての一村民の資格においてマルク利用に關與し、その優越せる社會的經濟的地位よりやがてはマルク上級所有權を獲得するに至ると云ふがその様な経過を示す痕跡は何處にも見當らないのである。きわめてしばしば目にふれるマイエルホーフとゲマインデとの争ひは、既に與へられるもの、不動なるものとしてのマイエルホーフの地位と權利を前提としてその上でのそれゝの歸屬權利の個々についての争ひであり、マイエルホーフのドルフ内に占める特權的

地位そのものを頭から問題にすると云ふ様な争ひは殆んど見られない。^(註五)又、後期中世のドルフゲマインデは己れの法秩序を保持するために常に何等かの庇護主と結び付いてゐたのであつて、グルントヘルと關係を持たぬドルフマルクは Dorfogt, Markogt をいたゞいてゐたことはラムプレヒト自身も既に認めてゐたことであり、かゝる法秩序の下にあつてはこの様な單なる土地所有からアルメンデ上級所有權の獲得と云ふが如き無法なる躍進は殆んど不可能とも云ふべきである。後期中世の農民生活秩序内にみられる特異なる對立關係を本來別個なるものと見なし、その結合を單なる力の行使によつて説明せんとするのは、問題を單に回避することに外ならないのではなからうか。

ところで我々はラムプレヒトの論證をたどつて行く際、きはめて注目すべきこととして氣付くことは、グルントヘル^(註一)のオルツヘルシャフトが常にフローンホーフと即ちマイエルホーフと結び付いてゐると云ふことである。ラムプレヒトは、かゝるホーフの所有を單純な土地所有以上には解さず、かゝるホーフ^(註二)そのものとアルメンデ上級所有權との間の固有なる關係に問題を見出すよりはむしろ、かゝるホーフの所有者たるグルントヘル^(註三)の社會的、經濟的、優越的地位にアルメンデ上級所有權の成因を求めたのであるが、その納得し難きことは上述の通りである。問題は、ホーフ取得者の力に存するよりはむしろ、かゝるホーフそれ自體がドルフの生活秩序に占めてゐる固有なる地位に存するのではないだらうか。吾々はドルフの生活秩序をそれとして再び見直すことから始めなければならぬであらう。その爲には先づ個々のドルフをトボグラフィー^(註四)に觀察することから始めねばならない。

(註一) Lamprecht: D. W. L. Bd. I, S. 213f.

(註二) Lamprecht: D. W. L. Bd. II, S. 692ff.

グルントヘルシャフトとドルフ

一 橋論叢 第十一卷 第三號

(註三) Lamprecht: D. W. L. Bd. I. 201 ff.

(註四) Lamprecht: D. W. L. Bd. I. S. 991 ff. 695 ff.

(註五) Victor Ernst: Die Entstehung d. Niederen Adels 1916 S. 591 f.

三

前段において暗示せられたオルツヘルシャフトとフローンホーフとの間の密接なる關係の存在から、トボグラーフイシユな觀察よりするドルフ自體の機構の検討がこゝに要請せられ來つたのであるが、この問題についてはモーゼル地方は殆んど未開拓の状態でありこれ以上の研究の手がかりを吾々に與へない。之に反し、同じく規則的且純粹の形で同一性格のオルツヘルシャフトの形成を見るシェワーベン地方においては數多くのすぐれた地誌的研究と史料の整備が吾々の問題探求に更なる光を投げかけてくれる。何よりも先づヴェルテムベルク地方統計局編纂になる同地方の諸郡誌^(註一)、同郡誌編纂の一人たるエルンストの勝れたる一聯の諸研究^(註二)、更には同地方の Silt Buchan のマイエルホーフ^(註三)についてのヘルレの最近の勞作等を吟味しつゝそれらより與へられた材料に側して、問題を追求して行くことゝしよう。

リードリンゲン郡誌によれば同郡内におゝて “Meierhof zu……” と史料に記されてゐる村々は Uigendorf 以下十五村（内五ヶ村の各マイエルホーフは Silt Buchan 所屬）あるのであるが、ヘルレの傳へる十八、九世紀の各村の耕地圖、及び前記郡誌の記述よりして、各マイエルホーフがそれ等村内において一見して明瞭なるが如ききわめて特

徴的地位を占めてゐることが、それ等を通じて共通なることとして認められる。獨逸の古い起源を持つた村々においては、先づその略中央に垣によつて圍まれた一群の屋敷地があり、その中に各農家及びそれに附屬した庭園が村街道に沿ふて密集し所謂聚落を形成してをり、この垣の外、即ち聚落の周圍に耕地及び草地がとりまき更にその外側に森地牧地等のブルメンデが續いてゐるのが一般であるが、マイエルホーフはこの村の屋敷地帯のほど中央最も勝れた場所、殊にはきわめてしばしば教會と隣合つて（例へば Dietshofen Erlingen, Mörsingen, Tiefenbach, Oggersheim はその例）、その位置を占め、垣の内部即ち屋敷地帯の内部においてはそこに併存する他の一般農民の屋敷に比してきはめて廣い場所を占めてゐる。例へば Uigendorf について見れば、一八七七年の調査によるとこのマイエルホーフは、母家、穀倉、家畜小屋、中庭等よりなり面積八分ノ三モルゲン十一ルーテンを占め、他の一般農家の平均坪數に比して約四倍であり、之が一四七八年の土地臺帳の示すところと殆んど一致してゐることは注目に價する。^(註五)

次にマイエルホーフが垣の外に所有する耕地草地について見ると、それは一般農民の所有耕地草地に比して、その面積において單に廣汎に及ぶのみならず、その在り方がきわめて特徴的である。即ち耕地圖に明らかに示されるが如く、マイエルホーフ所屬の耕地草地は、他の一般農家のそれが全村の各ゲヴァン (Gewann) 内にそれら規則的小細片をなして平行的に分布され所謂交錯圍制^{ゲマンゲラフ}を形はしてゐるに比して、そのみはきまつて不規則の大塊 (Grosse Stücke) をなし、ゲヴァン内に細分せられることなく、交錯圍制とは全く別個に村の屋敷地に近接して、或はホーフそれ自身に直接に接して存してゐる。^(註六) 例へば一般農民の所有耕地の構成單位をなすゲヴァン内の耕地細片は平均 $1 \sim 2 \frac{1}{2}$ Jauchert を上下して居り 3 乃至 4 Jauchert の耕地細片は例外に屬し、それはあつても常に村境近くの最も遠い場所に

ゲルントヘルシャフトとドルフ

見られるにすぎないのであるが、之に比して例へば一四七八年の土地臺帳の示す Wigendorf のマイエルホーフ所有耕地は第一 Ösch につきは $15\frac{1}{2}$ Jauchert の大塊をなし、第二 Ösch につきは 7 Jauchert 及び 6 Jauchert、第三 Ösch につきは 9 Jauchert 及び 6 Jauchert のそれ々の大塊をなして、各々ホーフに近接して存してゐる。^(註七)而してこの種の大塊は皆ひとしく耕地でつゞては Breite, Breike、草地でつゞては Brül の名をもつて呼ばれ、^(註七)而も土地臺帳の用語例によれば、これは固有名詞として用ひられてゐるのであつて、例へば村民の耕地場所を示す場合には、“liegt an der Breite”、“stosst auf der Brül” といふ風に記される。^(註八)この Breite, Brül の特殊的地位はたゞにその外部的形状に示されるばかりでなく、更にそれは一般農民の耕地草地とは別個の特別の保護と秩序の下におかれる。それは隣接の小耕地細片の所有者たる農民の負擔において生垣又は堀を以つて保護され、その禁制期間^{禁制期間}は團體的統制の下にある一般農民の耕地草地の禁制期間とは別個に定められ後者に比して著しく長く、ドルフマルクの一般耕作放牧秩序とは別種の秩序をもつ。^(註九)更に重要なことは、單に従屬農民のみでなく全村民がマイエルに提供すべき賦役はこの Breite, Brül に關するものであり、又マイエルホーフの所有するあの Vorschutrecht (一般刈入開始に先立つて收穫を行ふ權利) も又この Breite, Brül に關するものである。^(註十)更にまた、これの特殊的地位は、それがゲマインデの團體的諸權利と對立しその限界と歸屬とについて不斷に争はれてゐるあの諸支配的指導權、及びゲマインデの庇護に關する諸義務のトレーガーであることより一層明瞭に浮彫にされる。ツヴィング・ウント・パン及び下級裁判權はかゝるホーフ及び土地の Zubehör として示されてゐるのである。^(註十一)

然らば、以上示されたホーフ及びそれに所屬する土地の特徴的なる地位とその在り方とは何を物語るものであらう

か。何よりも先づそれらの地理的に特殊なる在り方は、ドルフ内の土地所有の關係とその成立とを知る者にとつては、決して後世の集成物の如きものではないことを知るであらう。少くとも起源の古い村々の耕地草地は中央に密集せる屋敷地をかこんで、これと、村境地帯のアルメンデとの間に位置を占め、中央の屋敷地を中心として次第にアルメンデから開墾せられて成立したものであることは既に一般の認めるところであり、事實亦かゝるアルメンデの分割開墾は十九世紀に至るまで絶えず進行し、舊耕地の周邊に次々に新耕地が附加せられて行く事實を示してゐるのであつて、中央の屋敷地に近接した耕地はその起源において古く、アルメンデに近い耕地はその成立において新しいことは、これ亦一般の認めるところである。^(註十三)この様な耕地成立の事情からして、屋敷地に近接して存する Breite, Brül は、屋敷地内のホーフと同様、ドルフの歴史と共に古きことを暗示するものであり、而もその未分割の大塊のまゝのあの不規則なる形状は、各ゲヴァン内に細片をなして均等に分散せしめられてゐる一般農民の耕地秩序及びそれを形成し維持してゐる共同體秩序とは全然別種の世界、而もそれとその起源を殆んど同時にする別種の秩序の存在を物語るものである。更に又この種の特種なる地位と形状をもつた土地が、この地方の殆んどすべての古き村々に同様の在り方において、即ち單にマイエルホーフのみならず、オルツヘルとしてのリッター所住の村々のリッターギューターもこれと全く同様の形状と位置とをもつて、而も Breite, Brül と云ふ同一の呼稱をもつて存してゐると云ふ普遍的^(註十三)事情も、この種の土地の偶然性を否定するものである。

然らばドルフの歴史と共に古いかゝるホーフと土地とに化體せしめられた別種の秩序とはそも／＼何であり、村民の團體的秩序とどの様な固有なる關係に立つものであらうか。先づそれは外來のグルントヘル土地所有に基くもの

でないことは、それが後者よりより古きことより明かである。事實、ヘルレの最近の研究は、Stift Buchau のグルントヘルシャフトの中核をなす十二のマイエルエホーフは、大體九〇〇年頃に Erigan の Graf Ato の妻 Adeline に由つて同 *Stift* へ寄進せられたものであるとし、ホーフのドルフ内に占める地位、ホーフのドルフゲマインデに對する關係は、それ以前以後においてもその本質において變りなく、一體としてのドルフの生活秩序が *Stift* との新なる法律關係の底に十九世紀に至るまで存續してゐることを示してゐる。(註十四) 而してかくの如くマイエルエホーフが、以前には高級貴族の手にあつたことは、單に *Stift Buchau* の十二のマイエルエホーフに限らず、リードリンゲン郡所在のマイエルホーフについても一樣に見られるところで、少くとも十世紀前後においては、この種のホーフに對して、高級貴族が一種の世襲權を有して居り、従つてドルフヘルシャフトは高級裁判權と結び付いてゐた如くである。(註十五) 然し、シュワールベン地方に於いてはモーゼル地方と異つて十世紀前後には既に封鎖的地域としてのフンデルトシャフト(ガウ)の存續は全然見られず、たゞその殘骸の上にこの種高級貴族の群小支配領域のモザイックが成立してゐたにすぎなく、(註十六) 従つてこの種高級貴族の支配權からのみでは、ドルフ内のあのホーフと土地とに體現されてゐる固有の支配秩序は説明出來ない。エルンストはそれを定住時代に根ざすジッペとその族長との關係として理解せんとするが、その結論に達する爲には余りに多くの問題が存し、今直ちにそれに従ふことは一應吾々としては差しひかへねばならない。然しながら、以上たどり來つた考察よりして吾々は少くとも次の事柄は認め得るであらう。後期中世のドルフ生活に見られるヘルシャフトとゲマインデとの對立、支配秩序と共同體秩序との對立は、更にはその對立の底を結ぶあの庇護主と被庇護者との關係は、實は、ドルフゲマインデそのものゝ本質と成立に由來する固有なる生活秩序であり、後期中

世に見られるグルントヘルによるオルツヘルシャフトの成立は、少くとも古き起源を持つ村々に關しては、かゝるホーフ並びにホーフ所屬の土地を取得し得るグルントヘルの力即ち身分に規定せられるのであらう。而してこゝに敢て身分と斷言する場合、直ちに問題となるのはかゝるホーフ取得者の重要な一員たるリッターの身分的地位、ミニステリアーレンと下級貴族の關係であるが、獨逸的身分秩序におけるこの重大なる問題の解明は又他日に期さねばならぬ。

吾々は第一段において、一つの支配領域と化せるフンデルトシャフト地域におけるオルツヘルシャフトの成立を見、第二段以下において、オルツヘルシャフトの集積による支配領域の成立を見たのであるが、恰もこの二つのプロトタイプこそ、舊移住地における、領邦國家成立の二種の可能性と限界とを示すものに外ならない。而してこのことは舊移住地に固有な、定住と共に古いヘルシャフトの社會的構造に由來する。支配秩序それ自體は、支配權取得者の人格とはかゝわりなく、既に地域團體そのものに化體せられ、古來の世界を基底として存續する。大はフンデルトシャフト傳來の地、小はその分裂斷片たる群小ゲマインデがそれ／＼個々の領域ゲマインデを形成し、それを基底として洵に驚くべき群小領邦國家のモザイクが展開される。而してこの様な状態は十九世紀の初頭までつゞくのである。従つて廣大なる領域に對する統一的支配權に基く強力なる近代國家はかゝる舊移住地からは生れない。獨逸近代史の苛酷なる運命を己れ一身に擔つて統一的近代國家形成へと努力する清新なる方は、エルベ東方、ドナウ沿岸の若々しい開墾新移住地に、即ち普魯西、壞太利の地に求めらるべきであらう。主として高級貴族の開墾政策に基くそこにおけるヘルシヤフトの形成は亦別個に考察されねばならぬ。

(註1) Württ. Oberamtschreibungen, Heilbron (1901-1903), Münsingen (1612), Tettnang (1915), Urach (1909),

グルントヘルシャフトとマルフ

一橋論叢 第十一卷 第三號

Riedlingen (1923.)

- (註11) Victor Ernst: Die Entstehung des niederen Adels, 1916, derselbe: Mittelfreie, 1920, derselbe: Die Entstehung des deutschen Grundeigentum 1926.
- (註12) Paul Hürle: Die zwölf abteinerhöfe des Stift Buchau 1937.
- (註13) O.A. Riedlingen S. 330 ff.
- (註14) Ernst: Mittelfreie S. 63, 72.
- (註15) O.A. Riedlingen S. 331.
- (註16) Ernst: Mittelfreie. S. 63. S. 82.
- (註17) Ernst: Mittelfreie S. 83. O.A. Riedlingen S. 332.
- (註18) Ernst: Mittelfreie S. 84, 85. O.A. Riedlingen S. 332.
- (註19) Ernst: Mittelfreie S. 86. derselbe: Niedere Adel S. 32 ff. derselbe: Grundeigentum S. 97 ff.
- (註20) シュトローマン地方の村落土地所有の關係及びその村松恒一郎教授のすべられたる考察「中世獨逸村落の土地所有の關係」經濟學研究第一卷所載參照
- (註21) Ernst: Mittelfreie S. 74 ff. Niedere Adel S. 3 ff.
- (註22) Hürle: Die zwölf Abteinerhöfe des Stift Buchau S. 9 f. S. 46 ff. S. 90 ff. S. 123 f.
- (註23) O.A. Riedlingen S. 335 ff.
- (註24) O.A. Riedlingen. S. 289 ff. E. Otto: Adel u. Freiheit S. 171 f.